

補助対象者

次のすべての要件を満たす個人または法人(小規模事業者)です。

- 1 開業する店舗や事務所の住所が須恵町であること。(自宅が須恵町以外でも可)
- 2 開業日が2023年1月1日～2023年12月31日であること。
- 3 市町村税に滞納がないこと。
- 4 須恵町が発行する「特定創業支援事業を受けたことの証明書」(※注釈)をもつ者。

もしくは、事業期間終了までに「特定創業支援事業を受けたことの証明書」を取得する予定の者

※注釈:上記の証明書は須恵町商工会で開催された「起業塾」の修了証書をもつ方が須恵町に証明書の発行を依頼する事で取得できる。

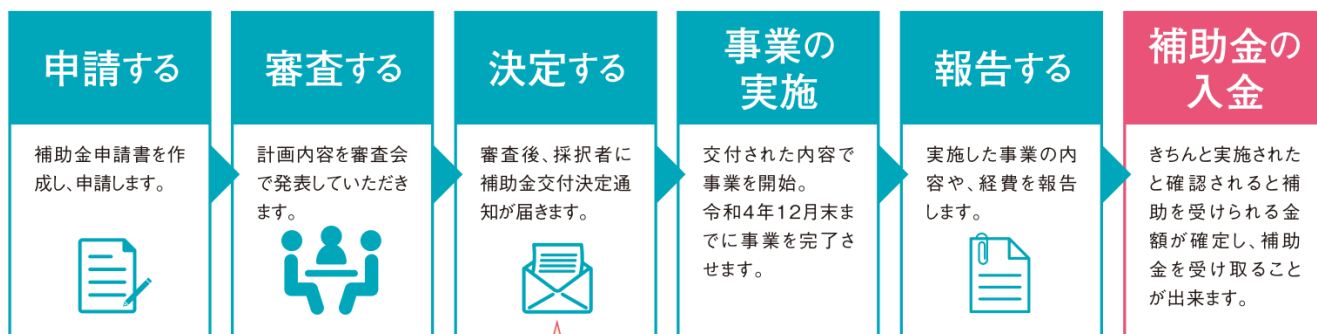
- 5 商工会指導のもと、補助事業を当該年度の12月末までに完了することができること。
- 6 この補助事業を活用した事がないこと。

補助対象外となる事業

- 1 他の者が行っていた事業を継承して行う事業
- 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定により許可 又は届出を要する事業
- 3 フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業
- 4 ECサイトで他社製品を転売する事業
- 5 貸家業

※詳しくは補助事業要領をご確認ください。

申請から補助金交付までの流れ



審査の結果、補助金対象事業として採択されないこともあります。

補助金申請時に必要な書類

- ① 須恵町商工会創業補助金交付申請書(様式第1号)、(別紙1)、(別紙2)
- ② 町税に滞納がないことを証する書類(完納証明書)
- ③ 代表者の自宅住所がわかるもの
- ④ 特定創業支援事業を受けたことの証明書
- ⑤ 事業期間終了までに須恵町で開業した事が証明できるもの

(事業期間終了までの提出で可 開業届や公共料金などの写し)

※④⑤・・・申請時に取得できていなくても、事業終了までにご提出いただければ申請は可能です。

詳しい内容は、須恵町商工会までお問合せ下さい。【電話】092-932-6700